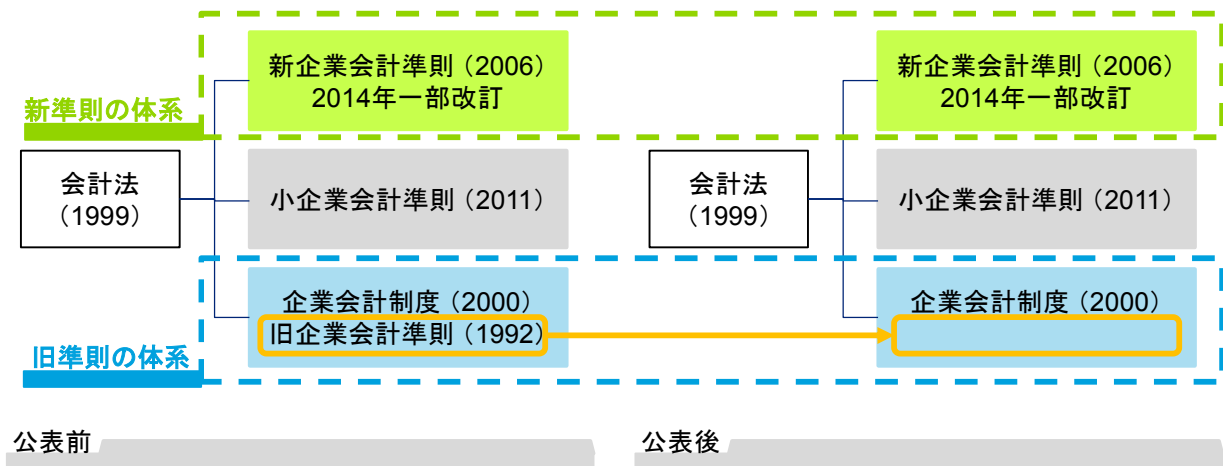


会計情報

旧企業会計準則の廃止

1. はじめに

中国財政部は、2015年2月に「廃止及び失効する若干の会計準則制度規範性文件目録の公布に関する通知」（财会〔2015〕3号 以下、“财会〔2015〕3号”と表記）を公表し、旧企業会計準則の具体準則をすべて廃止しています。财会〔2015〕3号の公表前後で、会計準則の体系がどのように変わったかを概念図で示すと下記のとおりとなります。なお、新企業会計準則（以下、“新準則”と表記）を適用している会社への影響はありません。



2. 旧準則を適用している会社への影響

元来、広い意味で「旧準則」と言った場合、企業会計制度と旧企業会計準則（以下、“旧準則”と表記）が合わさって一つの会計基準を構成したものを指していました（以下、当該広義の「旧準則」を“旧準則体系”と表記）。今回、そのうちの旧準則のすべての具体準則が廃止されたことになりました。この廃止により、旧準則体系を採用していた会社は、今後も旧準則体系での決算および開示を継続することができるのか検討する必要があります。

(1) 旧準則体系での決算・開示は継続可能

明文での定めはありませんが、旧準則体系では、企業会計制度がまだ廃止されず存続していることから、企業会計制度にしたがった決算および開示を継続することが可能であると考えられています。ただし、法定監査を担当する登録会計士と事前に相談することをお勧めいたします。

(2) 企業会計制度に具体的な記述がないものへの対応

旧準則体系では、今後、企業会計制度に具体的な記述がない取引も想定されます。そのような取引の取り扱いが明文では定められていませんが、新準則の規定が適用される可能性もありますので、監査を担当している登録会計士と事前に相談する必要があります。

(3) 企業会計制度の今後

旧準則体系はいずれ廃止されると言われていますので、早晚、企業会計制度も廃止される可能性が高いと考えられます。財政部も新準則への移行を推奨していますので、企業会計制度が急に廃止されても対応できるように、旧準則体系と新準則の差異分析等一定の対応を進めておくことが肝要と思われます。

3. 旧準則体系から新準則への移行

今後、将来の完全な廃止を睨み、旧準則体系から新準則への移行を検討される企業もあると思います。旧準則体系と新準則の主な差異をまとめると下表のとおりとなります。旧準則体系から新準則への移行にあたっては、下記差異に留意しながら、各社での影響の検討をお願いいたします。

項目	旧準則体系	新準則
連結財務諸表	作成は任意	子会社を有する会社は、連結財務諸表の作成が要求される
個別財務諸表における投資の評価	子会社投資、関連会社投資、共同支配会社投資とも持分法により評価	子会社投資を原価法 関連会社投資、共同支配会社投資を持分法で評価
棚卸資産	先入先出法、平均法、個別法、後入先出法 商品流通企業は仕入時の運送費等の諸掛を期間費用処理	先入先出法、平均法、個別法(後入先出法は禁止) 業種を問わず、仕入時の運送費等の諸掛を棚卸資産の取得原価として処理
有形固定資産	資産除去債務の基準がない	資産除去債務の認識が必要
無形資産	開発費は費用処理	一定の要件を満たす開発費は資産計上
のれん	契約で投資期間が定められている場合はその契約期間で、契約で投資期間が定められていない場合には、10年以下の期間で償却することが要求されている	償却が禁止され、毎期減損テストを実施し、減損の有無を判定することが要求される
減損	回収可能価額が回復した際には一旦認識した固定資産・無形資産に対する減損損失は、その原因が解消された場合には戻入れなければならない	全ての減損損失の戻入が禁止されている

項目	旧準則体系	新準則
土地使用权	2002 年以降取得の土地使用权について: ① 自家使用目的で建設前には無形資産に計上し、期間償却 ② 自家使用目的の建設中には、建設開始時点の土地使用权帳簿価額全額を建設仮勘定に振り替え、償却を停止 ③ 完成した固定資産が意図した稼働可能な状態に達した時点で、建設仮勘定に含まれる土地使用权を建物・構築物勘定に振り替え、償却を再開	投資不動産として分類されない限り、無形資産として計上
借入費用	条件に合致する専用借入金の借入費用は資産化することが強制されている 資産化できる対象は、固定資産の取得に限定されている	一定要件を満たす借入費用は資産化することが強制されている 資産化できる対象は、固定資産に限定されない
投資不動産	対応する会計基準はなし	投資不動産に該当するものは、原価モデルまたは公正価値モデルを適用する
政府補助金	資産に関連する政府補助金を資本準備金として認識する	資産に関連する政府補助金は、繰延収益として認識し、関連資産の使用期間内に均等配分して収益に計上
税効果	税効果会計の適用は任意	税効果会計が強制される
デリバティブ	基準がなく、簿外処理	公正価値による資産または負債計上が要求される ヘッジ会計の基準あり
退職給付	確定給付型退職給付制度に関する特別な基準なし	2014 年改訂により、IFRS 準拠の確定給付会計に関する会計基準が整備された
有給休暇	基準がなく、簿外処理	2014 年改訂により、IFRS 準拠の有給休暇に関する会計基準が整備された

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.